

めざします。鈴鹿・亀山の地域企業の繁栄と社会への貢献

夏

2023

No.21

すずかめ

鈴鹿税務署長ごあいさつ
令和5年度新役員名簿
各部会活動報告

公益
社団法人 鈴鹿法人会

SuzukaKame

かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人の如く、支えあい、
かけがえのない懸念を抱いている。
実は、日本の会社の99%はそれぞれが中小企業です。
それぞれに会社で生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、
つらい、それはいくつものかけがえのない物語。
大同生命は経営者向け保険のエキスパートとして、
そして、半世紀にわたり、数多くの中小企業とともに
歩んできたパートナーとして。
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存款に
ごめいから寄り添い、ともに歩んでいきたいと思っております。
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、
みんなで進んでいこうとしているお家さまのためにできること。
私たちに全力で取り組んでいきます。



その安心で、企業とともに未来をつくる。

DJIDO 大同生命保険株式会社

CM特設サイトはこちら



三重支社/三重県四日市市鶴の森1-4-28(ユマニテクプラザ4F) TEL 059-352-2046

目次

- | | | |
|---------------------|-----------------------|----------------------|
| 1 会長あいさつ | 9 令和5年度事業計画 | 22 第2回すずかめの山々 |
| 2 鈴鹿税務署・着任の御挨拶 | 10 令和5年度収支予算書 | 23 家庭で楽しい食育レシピ、パズル数独 |
| 4 第11回 定時総会 | 11 令和4年度正味財産増減計算書 | 24 鈴鹿警察コーナー |
| 5 三重県法人会連合会第11回通常総会 | 12 令和6年度税制改正要望事項 | 25 大同生命 |
| 6 青年部会だより | 16 税務コーナー | 26 AIG損保 |
| 7 女性部会だより | 18 エッセイ(福島礼子氏) | 27 アフラック |
| 8 租税教室特集(青年部会・女性部会) | 20 第16回歴史・名所・史跡(平田支部) | 28 会員募集・編集後記・数独答え |

表紙/「日本武尊・弟橘媛 愛うるはし」の銅像(亀山市・JR亀山駅前広場)

文化勲章受章者で、亀山市名誉市民の彫刻家 中村晋也氏(鹿児島市在住)制作。令和5年1月、新たなJR亀山駅前広場のシンボルとして、
亀山市にゆかりがあるとされる神話上の人物「ヤマトタケル」とその妃「オトタチバナヒメ」建立。 撮影:坂尾富司氏

会長あいさつ



公益社団法人 鈴鹿法人会
会長 飯田 隆典

公益社団法人鈴鹿法人会広報誌「すずかめ第21号」の発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。会員の皆様におかれましては、常日頃から鈴鹿法人会の事業活動につきまして、深いご理解とご協力を賜り、この場をお借りして心から厚くお礼申し上げます。

私は、令和5年5月25日に開催されました第11回定時総会におきまして、鈴鹿法人会の会長を拝命いたしました飯田でございます。活気ある鈴鹿法人会の会長という大役に、責任の重さを感じておりますが、よりよい鈴鹿法人会の運営に、精一杯努力していく所存でございますので、よろしくお願いたします。

法人会の理念は、「税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する、経営者の団体である」ことであります。この理念を基に、鈴鹿法人会では、かねてから「税に関する活動」や「地域貢献活動」などの事業に積極的に取り組んでまいりました。

税を考える週間行事の一環として開催している「親子税金クイズと映画鑑賞会」をはじめとし、「ジュニアバレーボール大会」、「税に関する絵はがきコンクール」、「夏休み親子映画鑑賞会と税金クイズ」、「特別養護老人ホームへの車椅子と寄せ植えの寄贈」など、関係機関や参加者から大変好評を得ております。

また、青年部会および女性部会が行う小学生を対象とした「租税教室」は、租税教育活動の主力事業と位置付け、本年度も早々に鈴鹿税務署管内の大多数の小学校で「租税教室」に取り組んでいただき、学校や児童から高い評価をいただいております。改めてそのご尽力に感謝申し上げます。

さて、第11回定時総会では、提案しましたすべての議案が原案通り承認されたところですが、新型コロナウイルスの感染症が「5類感染症」に移行されたことに伴い、今後は経済活動の再開とともに、法人会活動を活発に推進していく所存であります。そのためには、支部長、委員長および部会長の皆様には、各々の立場でリーダーシップを発揮していただき、当会の運営と発展に力をお貸しいただきたいと思っております。

国際情勢の大きな変化や国内の物価高騰など大変厳しい環境下ではございますが、鈴鹿法人会は今後も役員および職員一同、一致団結して当会の発展のために努力し、活動していく所存でございますので、会員の皆様方の積極的なご協力とご支援を賜りますよう、今後ともよろしくお願いたします。

最後になりましたが、皆様方のご健勝ならびに会員企業のご繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。

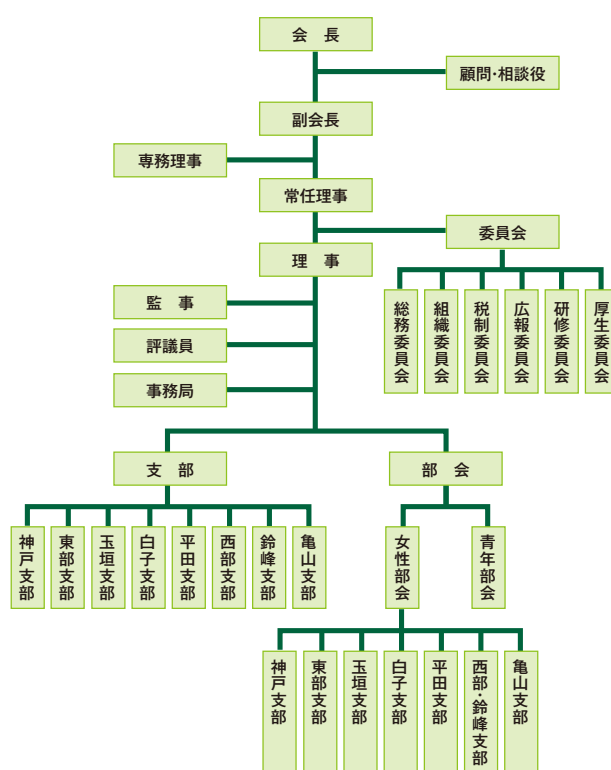
会長・副会長及び常任理事・監事名簿

(順不同・敬称略)

役職	氏名	法人名
会長(代表理事)	飯田 隆典	(株)飯田鉄工
直前会長	岡田 信春	(株)SANKEI
副会長	阪田 朋成	(株)サカタ
	向井 なよ子	(株)ホンダ四輪販売三重北
	渡邊 孝明	(株)ナベカ
	村上 道哉	三重工熱(株)
	太田 秀典	(有)太田コンクリート
	寺川 浩二	(株)スズカキャリアサービス
総務委員長	(太田 秀典)	(有)太田コンクリート
組織委員長	杉野 大雄	杉野工業(株)
税制委員長	(寺川 浩二)	(株)スズカキャリアサービス
広報委員長	森 通人	(有)マイドソフト
研修委員長	服部 隆也	(株)ハットリ技建
厚生委員長	伊藤 洋一	中部高圧コンクリート(株)
神戸支部長	廣田 隆	近畿電設工業(株)
東部支部長	宮崎 福治	(株)宮崎商店
玉垣支部長	荻野 晃	(株)荻野建設
白子支部長	東口 大介	ブラウン開発(株)
平田支部長	倉田 澄子	クラタ自販(株)
西部支部長	永戸 秀樹	サンモーター(株)
鈴峰支部長	濱本 隆弘	(有)浜本鋳金工業所
亀山支部長	服部 昌弘	(株)服部工務店
青年部会長	山川 武志	(有)オフィス スオウ
女性部会長	阿部 美千	(株)神戸ダイハツ
専務理事	村田 智也	(公社)鈴鹿法人会
監事	北川 亨	(株)安全
	吉澤 茂	(株)ヨシザワ

(注)「氏名」欄のかっこ書は、副会長との兼任である。

鈴鹿法人会組織図



ごあいさつ

鈴鹿税務署長 酒井 淳



公益社団法人鈴鹿法人会の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素から税務行政につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。私は、この度の人事異動により、名古屋国税局調査部調査開発課長から鈴鹿税務署長を拝命いたしました酒井でございます。前任の橋本署長同様よろしくお願い申し上げます。

三重県下の税務署での勤務は桑名署に続き二署目となりますが、東は伊勢湾、西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境の中にあつて、伝統ある歴史と文化に生まれ、自然と産業が調和された素晴らしい土地であると同時に、モータースポーツで国際的に有名なこの地で勤務できることを大変嬉しく思っております。

さて、公益社団法人鈴鹿法人会は、「良き経営者を目指すものの団体」として、納税意識の高揚を図るための各種研修会を開催されるとともに、次世代を担う若い世代に税の意義や役割を正しく理解していただけるよう「親子税金クイズ」や「租税教室への講師派遣」などの事業を通じて積極的に租税教育に取り組まれるなど、数々の社会貢献活動を展開され、企業および社会の健全な発展に多大な貢献をされていると伺っております。

これもひとえに、飯田会長をはじめ役員の皆様の献身的なご努力と溢れんばかりの熱意、そして会員の皆様のご理解・ご協力の賜物であると深く敬意を表するとともに、今後も一層会員の輪を広げられ、魅力ある事業活動を積極的に展開されますことをご期待申し上げます。

税務署におきましては、引き続き「納税者サービスの向上」と「適正・公平な課税の実現」という使命を果たすとともに、e-Taxの利用促進や租税教育の推進、税知識の普及などに関して、法人会の皆様との連携・協調を図っていきたいと考えております。

いよいよ、令和5年10月に消費税インボイス制度が始まります。インボイス発行事業者の登録要否を検討している事業者の方に、制度の内容を十分に理解していただき、個々の実態等に応じて判断していただくため、登録要否相談会の開催などによる周知・広報に取り組んで参りますので、鈴鹿法人会の皆様にも、一層のご理解・ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鈴鹿法人会のますますのご発展と、皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念しまして、私のあいさつとさせていただきます。

ごあいさつ



法人課税第一部門
統括国税調査官 **西村 浩明**

三重県出身、津市在住の50歳で鈴鹿署勤務は、2年目になります。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残る中「夏休み親子映画観賞会」や税を考える週間における「親子税金クイズ・映画観賞会」など多くの事業を再開していただき、参加した子どもたちの喜ぶ姿を見ることができました。

昨年以上に皆様と一緒に法人会活動を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

鈴鹿税務署幹部の定期人事異動

(令和5年7月10日付発令)

(敬称略)

職名	異動内容	現				新			
		氏名	異動先	部門	職名	氏名	異動先	部門	職名
署長		橋本 貴好		退職	酒井 淳	調査部	調査開発課	課長	
総務課	課長	松田 規由		退職	野々村匡司	課税2部	資料調査1課	統括主査	
管理運営1部門	統括官	伊藤 晃美		(留任)	伊藤 晃美		(留任)		
管理運営2部門	統括官	日比野 稔	熱海署	管理運営部門	統括官	前川 知恵	四日市署	管理運営3部門	統括官
徴収部門	統括官	古川 克也		(留任)	古川 克也		(留任)		
特官(所得担当)	特官	門田 高司	岐阜南署	特官(所得担当)	特官	斎藤 将浩	総務部	税務相談室	相談官
個人課税1部門	統括官	金重 智浩		(留任)	金重 智浩		(留任)		
個人課税2部門	統括官	松井 豊	下田署	個人課税部門	統括官	相場晴留香	四日市署	個人課税部門	連絡調整官
個人課税3部門	統括官	近藤 誠	伊勢署	個人課税1部門	統括官	柴山 淳	名古屋中署	国際税務専門官	(所得担当)
資産課税部門	統括官	坪内 俊幸	総務部	業務センター室	主任管理官	内田 浩司	松阪署	資産課税部門	統括官
法人課税1部門	統括官	西村 浩明		(留任)	西村 浩明		(留任)		
法人課税2部門	統括官	大西 孝明		(留任)	大西 孝明		(留任)		



7月13日酒井署長と野々村総務課長が着任のご挨拶で事務局にお見えになり、飯田会長や副会長の皆様と鈴鹿法人会の活動について、懇談されました。

第11回 定時総会

(令和5年5月25日 コンフェット鈴鹿平安閣)

公益社団法人鈴鹿法人会の第11回定時総会が、5月25日、橋本鈴鹿税務署長をはじめ多数のご来賓のご臨席を賜り、盛大に開催されました。

出席者は84名、委任状946名で過半数の出席を得て開会いたしました。

岡田会長が議長となり、太田総務委員長の司会により議事が進められ、次の議案のすべてが承認・可決されました。

第1号議案 令和4年度事業報告承認の件

第2号議案 令和4年度収支決算承認の件

第3号議案 定款の一部(役員定数)変更(案)について

第4号議案 任期満了に伴う役員改選(案)について

また、令和5年度事業計画書並びに収支予算書について報告がされました。

総会終了後理事会が開催され、会長(代表理事)・副会長・専務理事・常任理事が選ばれ、長らく理事としてご尽力いただきました津坂千賀夫様と中島治彦様が退任されることになり、新しく選ばれた飯田会長から感謝状と記念品が贈呈されました。

また、4年振りに会員企業の優良従業員表彰式が開催され、飯田会長から、表彰状と記念品が贈呈されました(受賞者の方々は下表掲載のとおり)。

最後にご来賓の方々を代表して、橋本鈴鹿税務署長にご祝辞をいただき、定時総会はつつがなく終了いたしました。

後日、津坂様と中島様に、橋本鈴鹿税務署長から署長感謝状が贈呈されました。



令和5年度 優良従業員表彰

～ ご受賞おめでとうございます ～

優良従業員表彰			
(順不同・敬称略)			
株式会社ヨシザワ	北川 和哉	医療法人誠仁会	牧添由紀子
社会福祉法人けやき福祉会	吉原 佳代	医療法人誠仁会	磯部 真希
社会福祉法人けやき福祉会	伊藤 和	株式会社ホンダ四輪販売三重北	高尾 康介
杉野工業株式会社	中村 新哉	株式会社オートモール	岡本 力哉
株式会社鈴鹿	内山 啓	三田工業株式会社	竹内 修
堀田建設株式会社	村田 菜子	三田工業株式会社	佐藤 謙
有限会社アイシ研究所	堀田 太一	三田工業株式会社	中村 憲史
株式会社フジコウ	服部 猛	株式会社荏原風力機械	増矢 祐介
鈴鹿インター株式会社	森 祐介	株式会社荏原風力機械	辻 健太
鈴鹿インター株式会社	永洞 雅範	株式会社荏原風力機械	北岡 浩幸
鈴峰運送有限会社	児玉 一幸	三重コンド一株式会社	吉元 えり
株式会社トピア	澤村 慶紀	三重コンド一株式会社	江崎 豊
株式会社トピア	矢野 健一	三重コンド一株式会社	市川 誉士
株式会社トピア	山本 雅彦	三重コンド一株式会社	長谷川 馨
株式会社トピア	岡田 徳昭	株式会社豊栄モータース	服部 真実

第11回県連通常総会が開催され、当会から県連役員のお岡田信春副会長、近藤博信理事、飯田隆典理事および樋口勝幸監事の4名が出席し、宮崎由至県連会長が議長となり、議案のすべてが可決・承認されました。

総会后、理事会が開催され、当会から新たに県連理事に就任された阪田朋成副会長、向井なよ子副会長、渡邊孝明副会長、村上道哉副会長、太田秀則副会長、寺川浩二副会長も出席し、伊藤歳恭県連会長をはじめ、県連役員が選ばれました。

また、県下単位会の功績者が表彰され、鈴鹿法人会では次の方々が受賞されました。

さらに、経営者大型総合保障制度に関する目標を達成したとして、鈴鹿法人会並びに鈴鹿法人会の青年部会および女性部会が、それぞれ受賞しました。

名古屋国税局長感謝状 【役員功労感謝状】

直前会長 **岡田 信春 殿** 前副会長 **近藤 博信 殿** 前副会長 **樋口 勝幸 殿**

公益財団法人 全国法人会総連合会会長表彰 【単位会功労者】

副会長 **向井なよ子 殿** 理事 **西口 直人 殿**

一般社団法人 三重県法人会連合会 会長表彰 【役員功労】

副会長 **太田 秀典 殿** 理事 **神野 隆之 殿** 理事 **廣田 隆 殿**



青年部会

部会長

あいさつ



青年部会長 山川 武志

令和5年度から青年部会長に就任させていただきます山川武志と申します。青年部会員をはじめ皆様のお力添えを賜りながら職責を果たしていく所存ですので宜しくお願い申し上げます。

これまで青年部会は、研修会や会員間の親睦交流、女性部会と手を携えて取り組む鈴鹿税務署管内の小中学校を対象に租税教室を活動の柱としてきました。近年は、新型コロナウイルス感染症の蔓延により一部の事業を縮小や中止せざるを得ず、青年部会の活動が停滞してしまったように感じられたかもしれません。しかし、より高く垂直跳躍するためには両脚を深く屈伸させる必要がるように、私たちの活動をより高いレベルへ昇華させるための準備期間であったと捉え、法人会活動の更なる充実と活性化を通じて税の啓発や租税教育を積極的に進めてまいります。

私たちの活動は短期で結果が出るものではなく社会の変革を感じにくいかも知れませんが、活動を絶やすことなく着実に重ねていくことで未来は必ず変わります。令和5年度は会員の研修と親睦、租税教育の普及に加え「健康経営プロジェクト」も積極推進してまいります。

今後とも変わらぬご理解とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

〈新入会員募集〉

私たち青年部会では、身近な税務知識の習得のための研修会や地域社会への貢献を目的とし、年間を通じてさまざまな事業を開催しています。地域の発展と活性化のために、是非、お一人でも多くの皆様のご入会をお待ちしております。

定時総会

令和5年5月25日(木)第11回青年部会定時総会が開催されました。

今年は新型コロナウイルス緩和に伴い、理事と会員の参加による開催となりました。令和4年度の事業報告及び、令和5年の事業計画について議事が進められました。

寺川直前部会長(前部会長)から山川新部会長へ、小森副部会長(前運営専務)から加藤運営専務へと新体制になりました。

今年度は恒例の租税教室、研修視察旅行などを中心とした活動を予定しています。また、法人会青年部会が全国で推進している「財政健全化のための健康経営プロジェクト」について会員へ周知徹底を行い、参画に努めます。

引き続き、会員相互の資質向上親会・女性部会と密接に連携しながら親睦交流を深め、社会貢献の活動を深めていく事を確認しました。

(広報委員長 田邊昌幸)



女性部会

部会長

あいさつ

法人会女性部会員の皆様には平素より事業活動にご協力とご支援を賜り、感謝申し上げます。



女性部会長 阿部 美千

令和3年に部会長を拝命し、早2年が経ちました。その間、コロナ禍中ではございましたが「一つでも多くの事業活動」をと、会員の皆様が協力し合い前向きに取り組んで頂きました事、重ねて感謝御礼申し上げます。

令和5年、新しい期がスタート致しました。

本年度と致しましては、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことにより、事業活動が従来の様に開催できると何より願っております。

主な活動である租税教室、夏休み親子映画会、税務研修、ジュニアバレーボール大会、特別擁護老人ホームへの寄植えと車椅子の贈呈等、会員の皆様のご意見をお聞き、話し合い社会貢献活動等に取組んで参りたいと思っております。

また、本会・青年部会様との連携も強調しATMを心がけ明るく魅力ある女性部会を目指して参ります。会員の皆様には、深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2023.4.13(木) 全国女性フォーラム

第17回法人会 全国女性フォーラム愛媛大会が”アイテムえひめ”に1,900名の女性部会員が集まり、大きな会場が愛顔咲くマドンナで埋め尽くされ新型コロナウイルスも落ち着いてきたのだと感じました。また、会場を愛媛が10年の歳月をかけて開発した淡いピンク色のデルフィニウム『さくらひめ』で埋め尽くされ和やかな中で交流が出来ました。

記念講演の夏井いつきさんによる句会ライブが2部構成で開催され、俳都 松山の体験プログラムを

堪能させて頂きました。参加型の講演は一体感があり笑いの渦で埋め尽くされ温かなエネルギーを感じ交流にも花が咲きました。

また、平成24年度から国税庁からご後援を頂き全国で実施する活動の大きな柱である『税に関する絵はがきコンクール』は全国から25万通の応募がありその中の400通の作品が展示され多くの子供達が租税教室で学んだ事や感じた事を描いてくれている事は大きな喜びと共に励みになり今後も更なる活動に努めたいと思います。(杉本 美音理)



第11回 定時総会 開催

コンフェット鈴鹿平安閣にて、鈴鹿法人会女性部会第11回定時総会が開催されました。

ようやくコロナウイルス感染症も終息に向かって、色々な制約も解除になって参りました。

まだまだ心配な事もありますが、少しずつでも部活動を再会したいとの強い思いが部会長から届きました。楽しみにしております。

皆様のご参加を願うばかりです。(服部千賀子)



女性部会へのご加入を募集しています。

租税教室 青年部会

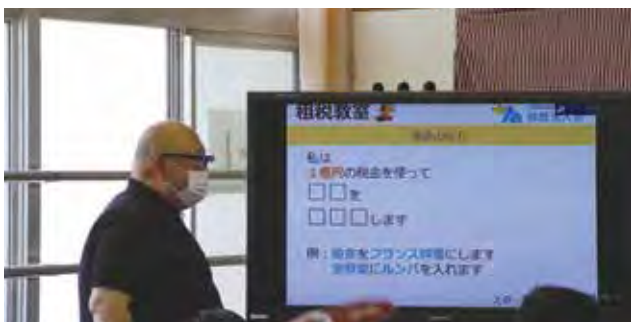
2023年度の青年部では、鈴鹿・亀山市内12の小学校で「租税教室」を予定しています。

小学生の児童が「税金」を1学期に学ぶようになり、多くの租税教室が5月6月に集中することから、すでに10校で全22回の「租税教室」を開催しました。青年部会がパワーポイントで独自に作成した租税教室プログラムは、身近なクイズを織り交ぜ児童の皆様に楽しんでいただいております。

授業を見学されていた校長先生から、「授業の内容や組み立て方などよく研究して上手に作られている。講師の話し方などとても上手にされている。」とのお言葉をいただきました。

今年度は、新規加入の部会員にも講師として教壇に立っていただいたり、今後のために見学してもらったりしていただいております。講師それぞれが個性を生かして、記憶に残る授業を目指しつつ、「税金」を通じて子供たちと楽しく触れ合うことができました。

次代を担う子供たちに楽しんで税金について学んでもらうことが目的の「租税教室」に、忙しい仕事の合間に時間を割いて携わっていただいた皆様に感謝するとともに、後半戦・次年度もご協力のほどよろしくお願いいたします。(税制委員長 田中康介)



青年部会では身近な話題をふんだんに盛り込んだパワーポイントでクラスが一体となり、グループディスカッションで児童自らが税の使い方を熱心に考えて発表する児童の姿が印象的でした。女性部会では、二人一組でパネルを活用しながら、税の使われ方などわかりやすく丁寧に伝えていただきました。

どちらも児童たちが税を身近に感じ、税の大切さを考えるすばらしい租税教室でした。これからもさらなる進化を期待しています。

(法人課税第一部門 西村浩明)

租税教室 女性部会

女性部会は小学校での租税教室を担当しています。2023年度は、4月25日(火)開催の鈴鹿税務署主催「租税教室講師養成研修」からスタートして、鈴鹿市5校、亀山市2校で6年生への租税教室を開催しました。私は、6月29日(木)に、庄内小学校の6限目の授業を阿部女性部会長とのペアで担当しました。講義の初めの方にある「救急車を呼んだときの料金について」学習するところを、講師用マニュアルにあったヒントを活用して、クイズを多めにしてみると、○×の答えをゼスチャーで返してくれた児童が多かったので、こちらも大きめのゼスチャーで解答しました。DVDの上映が途中にあります。今年度はYouTube上で観ることができるようにしていただいていたので、上映準備等トラブルの心配がなく、授業内の時間配分がしやすく感想や振り返りの活発な発言を多く聞くことができました。1億円レプリカをひとりずつ触れてもらう体験の後には、鈴鹿税務署の西村様から特別三択クイズを出題していただき、その解答に盛り上がったところでちょうどベルとなり、無事に授業を終えました。税金について学ぶ児童のみなさんと、45分間楽しく過ごさせていただき貴重な活動の機会をいただき、ありがとうございました。(塩川由華)



5月16日に昼生小学校の租税教室を見学させていただきました。二人一組で役割分担された丁寧かつスムーズな授業により、児童たちは大変興味を引き付けられている様子で、私自身次の租税教室に向けて大変勉強になりました。

(総務課 早田颯吾)

令和5年度 事業計画

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

基本方針

鈴鹿法人会は、納税意識の向上、会員企業の研鑽、地域社会へのより一層の公益貢献を図り、公益法人としての使命を達成するため、一体となって組織的な事業活動を展開する。このためには、会員以外にも活動への参加を求めていく。

また、法人会の目的・使命を達成するため、事業活動においては、原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、法人会活動をなお一層充実させるためには、組織・財政基盤の強化が特に重要であり、会員増強や事務局の強化、福利厚生制度の推進等に力を入れるとともに、企業活動の活性化や地域社会の健全な発展に配慮しつつ、次の各種事業に取り組む。

事業活動

I 公益目的事業

1. 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税知識の普及と納税意識の高揚に関する事業

一般市民、次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育、租税教室の充実に努めるとともに、これに資する税関関連の研修・行事等の充実を図り、有益な資料を作成する等により、適切な広報を実施する。

さらに、企業の内部統制の強化や経理水準の向上に向け、企業の税務コンプライアンス向上に取り組む。

イ 税の啓発活動・租税教育活動

「税を考える週間行事」の一環としている親子税金クイズ・映画鑑賞会は、当法人会のメイン行事として実施するとともに、青年部会及び女性部会による「租税教室」、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。

特に、小学生を対象とした租税教室は、青年部会が制作したパワーポイント等を活用し、今後も女性部会と連携して一層推進していく。

ロ 広報活動

広報活動は、法人会の知名度向上のため、税の啓発活動、経営支援活動、社会貢献活動等を中心に、会員はもとより会員外に対して、法人会活動の周知や加入勧奨のための広報を充実させる。

広報媒体であるホームページ及び広報誌(「すずかめ」)については、手軽に見ていただけるよう、より親しみのある内容を取り入れ、年2回発行の広報誌(「すずかめ」)は、市の施設、金融機関及びCNSに依頼して配置し、会員外の方にも目に付くよう広報の仕方に配慮する。

(主な事業計画)

支部及び部会の税務研修会
新設法人説明会(令和5年5月11日)
親子税金クイズと映画鑑賞会(令和5年11月3日)
小学生・中学生を対象にした学校での「租税教室」
夏休み親子映画鑑賞会(令和5年8月27日)
税に関する「絵はがきコンクール」の募集と表彰式(令和5年11月12日)

ハ 企業の税務コンプライアンス向上施策

会員企業の税務コンプライアンス向上のため、公益財団法人全国法人会総連合が作成した「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」に基づき、会員自らが自主点検を行う。

(2) 税制及び税務に関する調査並びに提言に関する事業

地域経済の担い手である企業全般の活性化に資する税制を始め、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言に努めることとし、税制に関する会員の意見を集約し、その意見が税制に反映されるよう関係機関に対し要望活動を展開する。

(主な事業計画)

地元国会議員・市長・市議会議員への要望活動
全国大会(群馬)、全国青年の集い(山形)、全国女性フォーラム(愛媛)
東海法人会連合会大会(静岡)
三重県法人会連合会女性部会連絡協議会情報交換会(伊賀)

2. 地域企業及び地域社会への貢献に関する事業

各地域における経済社会環境(地球温暖化問題)の改善、活性化に資する事業の実施又は支援を行う。電力供給不足等に対応するため、引き続き女性部会において節電対策「いちごプロジェクト」(家庭における使用電力の削減運動)の環境活動に取り組む。

(主な事業計画)

親子バスツアー(施設見学)
温暖化防止対策活動(鈴鹿市主催)への参加
全日本エコドライブチャンピオンシップ(全日本学生自動車連盟主催)
鈴鹿ジュニアバレーボール大会の協賛
特別養護老人ホーム慰問及び車椅子と寄せ植え等の贈呈
支部教養・健康セミナー
支部・部会の施設見学

II 収益事業

法人会員の福利厚生の向上に関する事業

法人会の福利厚生制度を取巻く環境は厳しい状況が続いており、引き続き取り扱い3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の一層の推進を図り、財政基盤の安定化に努める。また、取り扱い3社の諸施策に積極的に協力し、福利厚生制度の円滑な運営を目指して推進活動を展開する。

さらに、会員企業の経営者、従業員、家族を対象とした一般財団法人全日本労働福祉協会三重県支部による、生活習慣病検診(令和5年9月及び令和6年3月)を実施する。

III その他

会員の交流に資するための事業

法人会組織を今後も存続・発展させる観点から、組織基盤強化・維持を図るため、法人会員数確保を目指す諸施策を実施する。

また、役員率の率先行の参画や指導のもと、新規加入の推進を行うとともに、退会防止策を講じることにより、効果的な対応策を展開する。

(主な事業計画)

定時総会後の情報交換会
理事会後の懇親会、女性部会理事会後の懇親会、新春講演会後の懇親会
支部・部会による施設見学と税務研修
支部ゴルフコンペ、支部ボウリング大会

令和5年度 収支予算書(損益ベース)

令和5年4月1日から令和6年3月31日現在まで

(単位:円)

科 目	5年度予算	科 目	5年度予算
I 一般正味財産増減の部		役員報酬	254,400
1 経常増減の部		給料手当	276,800
(1) 経常収益		退職給付費用	25,840
基本財産運用益	200	福利厚生費	84,800
基本財産受取利息	200	会議費	1,000,000
受取会費	11,900,000	旅費交通費	50,000
正会員受取会費	11,786,000	通信運搬費	250,000
賛助会員受取会費	114,000	減価償却費	720
事業収益	320,000	消耗品費	50,000
研修事業収益	50,000	印刷製本費	140,000
広報事業収益	100,000	賃借料	200,000
福利厚生事業収益	170,000	保険料	3,000
受取補助金等	9,577,200	支払負担金	64,000
受取県連補助金	400,000	委託費	10,000
受取全法連補助金	350,000	会場費	10,000
受取全法連助成金振替額	8,827,200	渉外慶弔費	30,000
受取負担金	432,000	表彰費	30,000
青年・女性部会受取負担金	432,000	リース料	44,000
雑収益	220,000	支払手数料	10,000
雑収益	220,000	雑費	40,000
経常収益計	22,449,400	経常費用計	22,342,000
(2) 経常費用		評価損益等調整前当期経常増減額	107,400
事業費	19,768,440	当期経常増減額	107,400
役員報酬	2,925,600	2 経常外増減の部	
給料手当	3,183,200	(1) 経常外収益	0
退職給付費用	297,160	経常外収益計	0
福利厚生費	975,200	(2) 経常外費用	0
会議費	1,700,000	経常外費用計	0
旅費交通費	1,200,000	当期経常外増減額	0
通信運搬費	1,000,000	税引前当期一般正味財産増減額	107,400
減価償却費	8,280	法人税、住民税及び事業税	80,000
消耗品費	1,100,000	当期一般正味財産増減額	27,400
印刷製本費	1,500,000	一般正味財産期首残高	30,751,723
賃借料	2,300,000	一般正味財産期末残高	30,779,123
保険料	27,000	II 指定正味財産増減の部	
諸謝金	60,000	受取補助金等	8,827,200
租税公課	20,000	受取全法連助成金	8,827,200
支払負担金	736,000	一般正味財産への振替額	△8,827,200
委託費	1,510,000	当期指定正味財産増減額	0
会場費	240,000	指定正味財産期首残高	0
広告宣伝費	30,000	指定正味財産期末残高	0
表彰費	320,000	III 基金増減の部	0
リース料	506,000	当期基金増減額	0
支払手数料	100,000	基金期首残高	0
雑費	30,000	基金期末残高	0
管理費	2,573,560	IV 正味財産期末残高	30,779,123

令和4年度 正味財産増減計算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減	科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部				支払手数料	93,745	139,144	△ 45,399
1. 経常増減の部				雑費	48,765	6,811	41,954
(1) 経常収益				管理費	2,291,782	2,087,949	203,833
基本財産運用益	440	223	217	役員報酬	208,000	187,200	20,800
基本財産受取利息	440	223	217	給料手当	268,740	353,219	△ 84,479
特定資産運用益	52	87	△ 35	退職給付費用	23,568	20,352	3,216
特定資産受取利息	52	87	△ 35	福利厚生費	83,079	85,920	△ 2,841
受取会費	11,846,100	12,157,700	△ 311,600	会議費	568,598	526,720	41,878
正会員受取会費	11,748,900	12,061,700	△ 312,800	旅費交通費	16,590	5,630	10,960
賛助会員受取会費	97,200	96,000	1,200	通信運搬費	246,667	251,275	△ 4,608
事業収益	323,952	288,179	35,773	減価償却費	1,621	741	880
研修事業収益	99,000	62,000	37,000	消耗品費	21,288	27,677	△ 6,389
広報事業収益	100,000	100,000	0	印刷製本費	84,733	81,334	3,399
福利厚生事業収益	124,952	126,179	△ 1,227	賃借料	187,912	186,283	1,629
会員親睦事業収益	0	0	0	保険料	2,493	2,387	106
受取補助金等	9,809,100	9,968,900	△ 159,800	支払負担金	103,948	101,500	2,448
受取県連補助金	429,000	425,000	4,000	委託費	1,179	9,099	△ 7,920
受取全法連助成金	350,000	350,000	0	会場費	0	4,610	△ 4,610
受取全法連助成金振替額	9,030,100	9,193,900	△ 163,800	渉外慶弔費	222,700	30,000	192,700
受取負担金	431,479	444,000	△ 12,521	表彰費	197,500	180,000	17,500
受取負担金	7,479	0	7,479	リース料	42,777	25,010	17,767
青年・女性部会受取負担金	424,000	444,000	△ 20,000	支払手数料	8,561	7,265	1,296
雑収益	195,353	419,568	△ 224,215	雑費	1,828	1,727	101
受取利息	28	18	10	経常費用計	20,164,306	17,499,847	2,664,459
雑収益	195,325	419,550	△ 224,225	評価損益等調整前当期経常増減額	2,442,170	5,778,810	△ 3,336,640
経常収益計	22,606,476	23,278,657	△ 672,181	当期経常増減額	2,442,170	5,778,810	△ 3,336,640
(2) 経常費用				2. 経常外増減の部			
事業費	17,872,524	15,411,898	2,460,626	(1) 経常外収益			
役員報酬	2,392,000	2,152,800	239,200	経常外収益計	0	0	0
給料手当	3,090,515	4,062,030	△ 971,515	(2) 経常外費用			
退職給付費用	271,032	234,048	36,984	経常外費用計	0	0	0
福利厚生費	955,413	988,088	△ 32,675	当期経常外増減額	0	0	0
会議費	1,251,349	604,141	647,208	他会計振替額	0	0	0
旅費交通費	1,117,396	584,423	532,973	税引前当期一般正味財産増減額	2,442,170	5,778,810	△ 3,336,640
通信運搬費	841,662	888,001	△ 46,339	法人税、住民税及び事業税	80,000	80,000	0
減価償却費	18,653	8,533	10,120	当期一般正味財産増減額	2,362,170	5,698,810	△ 3,336,640
消耗品費	987,579	815,623	171,956	一般正味財産期首残高	34,098,541	28,399,731	5,698,810
印刷製本費	1,358,226	1,387,997	△ 29,771	一般正味財産期末残高	36,460,711	34,098,541	2,362,170
賃借料	2,211,846	2,142,265	69,581	II 指定正味財産増減の部			
保険料	28,677	27,453	1,224	受取補助金等	9,030,100	9,193,900	△ 163,800
諸謝金	66,274	22,274	44,000	受取全法連助成金	9,030,100	9,193,900	△ 163,800
租税公課	11,400	11,400	0	一般正味財産への振替額	△ 9,030,100	△ 9,193,900	163,800
支払負担金	546,032	425,050	120,982	一般正味財産への振替額	△ 9,030,100	△ 9,193,900	163,800
支払寄附金	1,000	0	1,000	III 基金増減の部			
委託費	1,888,951	462,141	1,426,810	基金受入額	0	0	0
会場費	78,070	14,550	63,520	基金返還額	0	0	0
広告宣伝費	22,000	22,000	0	基金期首残高	0	0	0
表彰費	100,000	125,500	△ 25,500	基金期末残高	0	0	0
リース料	491,939	287,626	204,313	IV 正味財産期末残高	36,460,711	34,098,541	2,362,170

三重県下8法人会から提案された税制改正要望事項を取りまとめ、全国法人会総連合に提出しました。

令和6年度 税制改正要望事項

国税関係

I 法人税関係

1. 法人税率の引き下げ

諸外国に比べわが国は、法人基本税率23.2%に加え法人住民税と法人事業税と企業にとって重い負担がある。

法人実効税率は外国企業が日本に投資する際の重要な判断材料であるため、実効税率を20%程度に引き下げられたい。

2. 中小法人に対する特例

軽減税率の適用所得限度額を1,600万円(現行800万円)に引き上げられたい。

また、時限措置として、年800万円以下の金額に対する法人税の減額税率を現行の15%から11%まで引き下げられたい。

3. 同族会社の留保金課税の廃止について

(1) 特定同族会社の留保金課税制度について、資本金1億円以下の中小企業は適用除外となっているが、留保金課税制度は企業の自己資本の充実を阻害するものであり、制度を廃止されたい。

(2) 資本金1億円以下の中小法人(大法人の子法人を除く)が適用除外となっているが、資本関係があれども、独立した法人である以上、競争力の低下を招きかねないので、大法人の子会社であっても資本金1億円以下の法人は全て適用除外とすることが望ましいと考える。

4. 減価償却制度

(1) 減価償却制度の改善について

急速な技術革新による陳腐化、激しい国際競争、低下する企業の競争力等に配慮し、欧米諸国の実態も参考に全般的な見直しを行い、現状に即した耐用年数に改められたい。

(2) パソコンおよびソフトウェアについての耐用年数を大幅に短縮し、取得価額100万円未満のものについては、一括償却できるようにされたい。

(3) 建物・建物付属設備・構築物の減価償却方法について
建物については、現行新規取得したものに限り定額法に基づく償却とされているが、投下資本の早期回収、実勢価

格により近い財務諸表表示など会計学理論上からもすぐれた定率法による償却方法との選択とされたい。

また、建物付属設備・構築物についても、同様の取り扱いにされたい。

5. 中小企業者等の少額減価償却資産の特例について

少額減価償却資産の特例について、上限300万円を撤廃し、一括損金算入を認めるよう制度の定着化を図られたい。

6. 研究開発費税制等の拡充

試験研究費の総額に係る税額控除制度等については、法人税額の40%(現行25%)に引き上げられたい。

7. 交際費課税

中小企業の交際費の取扱いは、800万円までが損金算入となっているが、中小企業の活性化を促すためにも全額損金算入とされたい。

全額損金算入が困難ならば、現行の特例措置の定着化を図られたい。

8. 繰越欠損金の損金不算入等

青色申告書を提出する法人の繰越欠損金の繰越控除を15年間(現行10年間)に延長されたい。

9. 退職給与引当金繰入額・賞与引当金の損金算入制度の復活

税負担の平準化を損なわないため、期間費用である退職給与引当金繰入額は、発生事業年度での損金算入を認められたい。

また、賞与引当金についても損金算入を認められたい。

10. 役員給与等について

役員給与が損金算入となる場合と損金不算入となる場合について課税庁はその取扱いを公表している。

しかし、大企業における業績連動給与については、経営者の手腕が大きく影響することから、同族法人を除く全ての法人に適用すべきである。

なお、中小企業においては、景気に業績が大きく影響することから定期同額給与制度の要件を緩和されたい。

また、使用人に対する決算賞与の損金算入の要件についても要件を緩和されたい。

11. 配当金について

すべての株式等(現行完全子会社株式等及び株式等保有割合3分の1超)の配当について、益金不算入割合を100%にすべきである。

12. 確定申告書の提出期限

会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2ヶ月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出及び納付の期限を、事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

13. 電話加入権

携帯電話等の普及により、加入権の財産としての価値が著しく低下している。

既計上分も含め損金化できる措置を講じるべきである。

II 所得税関係

1. 所得控除等

現行の各種所得控除の整理・合理化を図り、解り易い制度に見直されたい。

2. 源泉所得税の納期

源泉所得税の各月の納付期限については、長期休暇等の特殊事情及び週休2日制の普及を考慮して、翌月20日(現行翌月10日)とすること。

なお、納期の特例は、常時使用する者を20名未満(現行10名未満)に拡大されたい。

3. 配偶者控除について

配偶者控除の収入基準額(現行103万円)を超えないように働く時間などを調整する傾向が見られる。

労働者の確保の観点から、最低賃金の値上がりも考慮しパート・アルバイトの社会保険被扶養認定基準(現行130万円)と同額まで配偶者控除を引き上げる等の措置を早急に講じられたい。

III 相続税関係

1. 相続税

(1) 事業承継

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。

その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

平成30年度の改正で大幅に条件が緩和されたが、期限の緩和や恒久化も含めさらに使い易く解り易くされたい。

また、中小企業の実態を考慮のうえ将来的には相続税の廃止も検討されたい。

(2) その他

①相続税の最高税率(現行55%)を40%台に引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

また、基礎控除額(現行3,000万円+600万円×法定相続人の数)を従来(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)に戻されたい。

②贈与財産の加算制度

相続開始前7年以内の贈与財産加算制度を廃止されたい。

2. 贈与税

(1) 基礎控除消費拡大に寄与するよう贈与税の基礎控除額を300万円(現行110万円)に引き上げられたい。

(2) 贈与税の最高税率(現行55%)を引き下げられたい。

なお、税率の刻みについても見直しを図られたい。

IV 間接税関係

1. 消費税

(1) 消費税の確定申告書の提出期限は、個人と同様の事業年度終了後3ヶ月以内(現行2ヶ月以内)とされたい。

(2) 提出期限が適用課税期間の開始の日の前日までとされている諸届出書について、予想外の事態が発生した場合は、提出期限を課税期間の末日までとされたい。

また、提出期限が休日の場合は翌日までとされたい。

(3) 基準期間の廃止について

納税義務及び簡易課税制度の判定は、特に零細業者等においては、課税売上高が1,000万円を下回り益税となるなど不合理な現象が生じている。

よって、前々年又は前々事業年度を基準期間として当課税期間の納税義務を判定する現行の基準課税期間は不合理であり廃止し、すべての事業者を課税事業者として取扱うこと。

(4) 納税義務者の判定基準について

基準期間の売上高については、税込金額により判定されているが、免税事業者であっても消費税の転嫁は当然に認められており、判定は税抜き金額によって判定するよう改正されたい。

(5) 令和3年4月1日より総額表示が義務化されたが、中小企業等は、税率を頻繁に変更すると人手・時間・費用が大きき負担となるため中小企業を守るため、売価が固定されて

も下請け業者や中小企業の利益が減らないよう、また、小売業（一般消費者に対して）についても税額が個別に常に理解できるよう、はっきりと外税表示とされたい。

外税表示に統一が困難であれば、消費税転嫁対策特別措置法を復活されたい。

(6) 消費税軽減税率制度について

消費税の増税に伴う逆進性への対応として、軽減税率制度が導入された。

事業者への負担が大きく、税制の簡素化・税収確保の観点から軽減税率制度には反対である。

軽減税率制度の廃止が困難ならば、現行の税率を変更しないなど企業への負担を最大限考慮していただきたい。

(7) インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入について

インボイス制度の導入が令和5年10月からとなり、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまっている。

昨今の厳しい社会・経済情勢の中において、事業者の事務負担が大きくなるなどの問題もあり、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」を維持するなど弾力的な対応をされたい。

2. 印紙税関係

同じ目的の文書でありながら、紙面によるものとIT上によるものとで課税の可否が分かれているのは不合理である。よって、印紙税の廃止または大幅な見直しをされたい。

3. 揮発油税関係

現在揮発油には、揮発油税、地方道路税、消費税が課されており三重課税となっているので是正されたい。

V その他

1. 法定外資料の提出について

必要なものには提出を義務づけ、それ以外のものは提出を求めないよう見直していただきたい。

2. 被災代替資産の特別償却について

被災代替資産の特別償却には、新品である建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両となっているが、資金等の関係から中古の資産を取得する場合も多く、中古資産も償却対象とされたい。

3. 税制全般について

税法は不公平が生じることがないように中立性も求められていることから、政策においても、「公平・透明・納得」を基本として国民からの理解が得られるよう努めなければなら

ない。

また、日本の税制度はきわめて複雑なため、単純・明解なものにすべきであり、分かり易く簡単な仕組みが望ましい。

なお、税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

4. 財政健全化に向けて

3年ほど前から世界的大流行をしている新型コロナウイルス感染症の影響により経済は危機的事態に陥ったが、流行の収束が見込まれており経済社会も少しずつではあるが回復傾向にある。

コロナ禍における財政出動はやむを得ないことではあるが、膨大な国債で賄った対策費について今後どのように返済していくのかまずは行政改革等歳出削減を行い具体的な返済計画を早急に策定する必要がある。

地方税関係

総論

地方の財政においても、財政の健全化が急務となっている。

今こそ、地方議員及び地方公務員の定数削減並びに歳費の見直し、給与及び特別会計の徹底した見直しにより地方の歳出削減を図り、納税者たる県民・市民・町民から「公平・透明・納得」を基本として理解が得られるよう努めなければならない。

公平性を保つため、地方財源となる固定資産税については、土地の評価に対応する専門員並びに未登記の家屋もあることから実地調査を行う専門員の配置などの対応が必要である。

特に税の使途については厳選すべきであり、使用目的等をチェックする機能を確立したうえで徹底していかなければ透明性は得られない。

さらに、地方分権に当たっては、国と地方の役割分担を明確にするとともに、適切な税配分、地域間の財政力格差是正等の観点から国と地方の税のあり方についても総合的に検討を行う必要がある。

今後、地方行政の役割がより一層高まることから、地方行政の財源確保のため、安易な目的税の創設ではなく、县市町住民と法人の現状を把握したうえで地域間の偏在性の少ない税目に着目すべきである。

I 法人関係

1. 超過金制度の廃止

地方税の中で、法人を対象とした市町村民税の超過金制度が導入され、恒久的に実施されている。

課税の公平を欠く安易な対応であり、速やかに廃止されたい。

2. 償却資産税

償却資産税の免税額を300万円(現行150万円)に引き上げるとともに償却資産の賦課期日(現行 毎年1月1日)を決算期末とし、申告期限(現行 1月31日)については、法人住民税の申告期限と同一にされたい。

また、国税同様取得価額を30万円以下の償却資産については、課税対象から除外されたい。

3. 中小企業用地の評価

中小企業用地の固定資産税については、農地や小規模住宅用地のような軽減措置を図られたい。

4. 法人住民税

資本金1,000万円以下の中小法人については、資本金等の区分をさらに細分化し、法人住民税の均等割の軽減を図られたい。

また、法人市民税における従業員50人超の資本金別格差が大きすぎるので段階的に緩和されたい。

II 個人関係

1. 特別徴収の個人住民税の納付

給与から源泉する住民税(特別徴収)は、各自治体ごとに納付しなければならない。

本店等の自治体で一括納付と改善されたい。

III 法人・個人関係

1. 地方税の純損失の繰越還付

所得税法及び法人税法では、純損失の繰戻しによる還付請求が規定されているが、地方税法に規定されていない。

国税との整合性を図るべきである。

2. 固定資産税

(1) 固定資産税においては、不透明なことが多いため抜本的に見直されたい。

また、収益性や換価価値などを考慮した実勢価額をより反映した評価方式に改められたい。

(2) 建物の固定資産評価額は、耐用年数を経過したにも関わらず依然として課税されている。

償却計算年数を耐用年数に是正すべきである。

(3) 償却資産に対する固定資産税については、行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではなく、製造業など特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から加えて、国内経済活性化の観点からも廃止すべきである。

廃止が困難であれば、大幅な軽減を求める。

(4) 現行 動産及び不動産は、稼働の有無に係わらず課税される。

しかし、稼働していない動産及び不動産を所有者が売却等を行っても、買い手がいないなど困難な場合がある。

稼働していない動産及び不動産には実情に伴い対策を講じられたい。

3. 事業所税

(1) 事業所税は、企業が大都市に集中することによりインフラ整備等の財政支出を伴うことから創設された。現在の大都市は都市機能が整備され、多くの事業所が集中しても円滑な企業活動が可能となっており、また、企業の地方分散化が進み、創設目的は概ね達成されている。

事業所税の課税標準は床面積(資産割)と給与総額(従業者割)であるが、資産割は固定資産税及び都市計画税との、従業者割は法人事業税の外形標準課税との二重課税となっている。

市町村合併により中小企業等に予定外の税負担を課すことから、廃止すべきである。

(2) 地域や人口により、①本来の固定資産税、②都市計画税、③事業所税が課税されるが、②と③は二重課税となっているため、③を課税するのであれば②は減額もしくは廃止すべきである。

4. 地方税の申告書・納付書

住民税の申告書・納付書の書式が市町村で異なっていることから、統一されたい。全国統一の書式が困難ならば、県単位において統一されたい。

また、地方税の電子申告(eLTAX)の普及を推進し、利便性を高められたい。

5. 軽油引取税(県税)

(1) 暫定税率については、道路特定財源として徴収されていたが、一般財源化された時点で徴収根拠が無い。

よって、速やかに廃止されたい。

(2) 免税申請について、業種、業態で課税の取扱いが違い、申請手続きも複雑であるため、もっと、解りやすく簡素にすべきである。

明確でない区分については速やかに廃止されたい。

6. 目的税(県税及び市税)

安易に目的税を創設しないでいただきたい。

目的税を創設する必要があるのであれば、趣旨・用途を厳選したうえで納得できるものとされたい。

事業者のみなさま

消費税の

インボイス制度

令和5年10月 **スタート**



インボイス制度に向けてのご準備を

説明会開催

オンライン説明会や
税務署での説明会・
登録要否相談会をご
案内しております。

説明会日程



新たな負担 軽減措置

税負担・事務負担の
軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係
(インボイス関連)



補助金などの 支援策も

IT導入補助金・小規
模事業者持続化補助
金などの支援策があ
ります。

中小企業庁
リーフレット



国税庁 (法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

登録するかお悩みの方



- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。
登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。
- 登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイスの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請を行う場合は、早期に登録通知を受けることができるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ&A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先

インボイス
コールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00~17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。

相談窓口一覧表



歌川広重「東海道五十三次」保永堂版

「庄野の^{はくう}白雨」と「亀山の^{ゆきばれ}雪晴」

エッセイスト 福島 礼子

雨にけむる庄野



地面に丸い跡がつくほどの激しい夕立が、にわか降ることがある。夏の風物詩ともいえる空のいたずらだが、居合わせるとあわててしまう。大人になって車で移動することが多くなると夕立に足止めを食らう事がなくなったが、子供の頃は見知らぬ家の軒下で止むのを待ったものである。

「白雨」と副題をつけ、保永堂版「東海道五十三次」でこの光景を描いたのが、浮世絵師の歌川広重。「庄野の白雨」は、シリーズの中で白眉といわれ、逆に庄野といえばこの浮世絵を思い浮かべる人も多い。

「白雨」とは白日(昼間)の激しい雨のこと。広重は繊細な薄墨線の集まりで夏の雨を表している。斜めの直線で地面に当たる雨はいかにも激しく、夏姿の登場人物たちはストップモーションがかかったように、解ければすぐにでも動き出しそうな気配だ。

ゴザをかぶって坂道を駆けあがる旅人は、雨宿りの場所を探しているだろうか。駕籠屋は、かっぱを駕籠にかけ、杖をつきながら声をかけあい急いでいる。中で客は降り落とされまいと手に力を入れている様子がみとれる。

蓑笠をつけ坂を駆け下る農夫は、さも畑仕事の途中にかけた風情。鍬をかついで前屈みとなっている。その後ろには、強い風のせいか番傘を半開きにして走る旅人の姿が見える。

背景では、草葺き屋根の農家がひっそりとたたずみ、それを囲むようにざわざわと揺れる竹林がある。竹は三層に描かれ、遠くのものほど影として描かれている。シルエットとなった雨にけむる竹林と家並を背景に、人物のリアルな動きは、私の目を釘付けにする。

浮世絵は観光案内のグラビアに似て

個性豊かな浮世絵の世界に、歌川広重の保永堂版「東海道五十三次」が登場したのは幕末の天保四年の頃。美人画や役者絵中心だったこれまでの浮世絵とは全く異なり、風景をモチーフとした大胆な構図や独特の色使いは、たちまち多くの人をひきつけた。

また東海道や中山道などの街道の発達とともに、物見遊山が江戸時代の人々の大きな娯楽となったのも、名所版画の人氣に拍車をかけたのだろう。広重の名所図絵は、さぞや旅情をかきたて、見知らぬ遠い地に人々の心を運んだことだろう。

一度に多くの数が摺れる浮世絵版画は、手書きの絵とは違いはるかに安価。当時の人々が気楽に買えるものだったらしい。かけ蕎麦一杯と同じ値で、しゃれたポスターというほどの手軽さだったとのこと。おそらく遠国へのあこがれを誘う観光案内のグラビアに似て、版画を収集し眺めることは、庶民の楽しみだったにちがいない。

広重の魅力的な仕掛け

広重の作品の魅力は、雨、雪、夜景にあるといわれている。季節や時間、そして天候の変わり目に、広重ほど敏感な浮世絵師はいない。彼は自然の移り変わりをさまざまに変化させ、五十三次の各宿場の図に配置した。だからこそ五十五枚の揃物であっても、見る者を飽きさせなかったのだろう。

また繊細な情感の上に、広重は巧みな仕掛けを加えていると研究家は指摘する。それは画面の大胆な構図のとり方

にある。たとえば「庄野の白雨」でいえば左にむかって上がる坂と、雨足の線、そして竹林の線が、不安定な三角形を作り出している。その不安定さが、突然の雨におどろく人々の心理状態にふさわしいのだと。

大胆で卓越した構図に、細やかな配慮を加えた広重の浮世絵。その中の三大傑作は、「庄野の白雨」「雪の蒲原」、そして「亀山の雪晴」といわれている。傑作と言われている内の二枚が庄野と亀山のもの、身近な土地を描いたものであることは驚きである。

雪景色を進む大名行列



「亀山の雪晴」を見ると、描かれた時刻は雪の降った翌朝、空気は冷たく、かぎりなく澄んでいる。ここでは広重は右上がりに街道の急な坂道を描き、その先の城門に向かって雪景色の中を人馬が登っている。見る者の視線もおのずと傾斜に沿って登っていくという仕掛けだ。

広大な風景の中で、ひたすら上っていく人馬の姿は小さく、いずれも顔は描かれてはいない。そろいの笠や服装、長持ちなどから大名行列だろうと察しがつく。おそらく一行は朝早く関宿を出発したのだろう。整然と進んでいる姿が、雪晴の光景に静かな動きをもたらしている。広重独自の時の流れと、新雪を踏むさくさくした静かな音の世界があるように私には思える。それは「庄野の白雨」の動的な世界とは、まったく逆の静かな世界である。

描かれた場所は、亀山市歴史博物館の館長さんによれば、城下町の京口門付近、東海道の野村から城に向かって登っている光景とのこと。良く見れば人馬のあたりに野村の家々が小さく描かれている。さらに描かれた単層の櫓は、現存しないが明治のガラス乾板には確かに写っていたと教えてくれた。

こうしてみると「亀山の雪晴」には、亀山藩の地形と情景をベースとして、その上に広重が冬の光景としての独自の工夫をこらして「雪晴」を描いたことが良くわかる。亀山城跡には、現在も高石垣の上に多聞櫓がある。厳密には違うだろうが、当時の様子を想像するヒントにすることはできる。



亀山城多門櫓

「庄野の白雨」はどこ？

広重が描いた「庄野の白雨」の舞台は、現在のどこにあたるのだろうか。地元で聞いてみた。石薬師宿から庄野宿にいたる旧東海道は、一号線や工場敷地で随分変わっているとのこと。



庄野宿資料館

古写真から推測すると現在の日本コンクリートの周辺かもしれないとのことだった。どうやら「庄野の白雨」には建物が描かれていないので、こと断定するのは難しいようだ。

保栄堂版シリーズのひとつ前「石薬師」の版では、石薬師寺が描かれ場所が確定できる。「石薬師」と「亀山」の間に位置する小さな宿場「庄野」。前後の浮世絵は実在の建物や位置関係をベースに描いているので、「庄野」ではあえて自然の風景を取り入れ、緩急をつけようとしたのだと私は思う。

町並みはすっかり変わってしまったが、旧東海道だけが、ほんの少し整備されて残り、日常道路として現在も使われている。駕籠が車に変わり、道行く人の衣装も大きく様変わりはしたが、問屋場や陣屋跡などの古い建物で、今も江戸の時代に思いを巡らすことができる。

大胆で卓越した構図に、細やかな配慮を加えた広重の浮世絵は、「庄野」「亀山」と鈴鹿亀山で、いっそう才が冴えわたる。それは鈴鹿山脈と伊勢湾が育んだ景色の妙と豊かさの恩恵とは言えないだろうか。遠い昔広重の絵心を刺激した宿場近くに住んでいることを、私はあらためて誇りに思う。

福島礼子氏のプロフィール

CNSデレクター、CNSとCTYにて番組制作をしながらエッセイや評論を数多く執筆。鈴鹿市在住。

第16回 平田支部 延喜式内社夜夫多神社の神事

歴史

名所

史跡

夜夫多神社

所在地: 鈴鹿市甲斐町1184

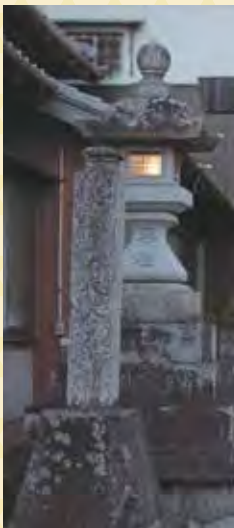
夜夫多神社 (やぶたじんじや)

甲斐町には、古代神社の戸籍ともいわれる神名帳が収められている延喜式(えんぎしき)に記載された夜夫多神社があります。

延喜式とは、醍醐天皇の勅を奉じ、藤原忠平等が弘仁・貞観の二式を集大成し、延長5(927)年に完成したのですが、奈良・平安時代の国家制度を知る根本法典とされています。



夜夫多神社は、延喜式内社として、延喜式神名帳にすでに記載されています。延喜式の編纂は、延喜5年(905年)から延長5年(927年)まで行われたことからすると、夜夫多神社は今から1100年以上も前から存在していたのではないかと考えられます。なお、延喜式に載っている神社には「延喜式内〇〇神社」という石柱が建てられており、夜夫多神社にもその石柱が存在します。



石柱

御祭神は、大己貴命(おこなむらのみこと)です。

夜夫多神社には、様々な神事がありますが、中でも「すずかめ20号」の表紙に取り上げた「馬の砂かけ」は、牧田地区の文化遺産にもなっている大変貴重な神事です。先代宮司の残された資料を基に、室町時代から伝わる神事を本号で掘り下げてご紹介いたします。

御鍬の祭り

2月17日(旧暦1月17日、注)は、農家にとって1年の初めの大切な祭りです。甲斐町では、祈念祭(としこいまつり、その年の五穀豊穡を祈る祭り)のことを「御鍬」と呼んでいます。

大昔は田圃(たんぼ)を全部1くわ1くわ鍬で打ち起こして、冬の寒いうちに凍らせたりして、風化作用を十分にさせました。特に寒い冬ほど豊年となることから、寒さの厳しいことが喜ばれたものだそうです。昔の鍬は今と違って、もっともっと大きくて、ドスドスンと稲の株を打ち起こすには大変良かったそうです。その鍬をきれいに洗って神様にお供えし、豊作をお祈りした祭りを「御鍬の祭り」として、「御鍬目録」に沿って現在も再現されています。

(注) 現在は2月の第2日曜日に開催されています。

馬の砂かけ

昔の人は、神様の前でしっかり拝んでも、その願いが神様にはっきり通じないかもしれないし、ひょっとしたら意外な手抜きがあるかもしれないと考えました。そこで祈願するものをこっちから形の上でやってみせれば、神様も間違わないだろうし、また少しそっぽを向いた神様でも目の前で見せられたものにかぶれて、その気になってくれると考えました。

御鍬の祭りでは、田ならしや田植えなどいろいろ



田打ち

実演して見せ、田の行事がこのように順調に捗って豊作であるように祈りました。馬の砂かけは、この実演の中で行われる見どころの一つとなっています。

境内の一部を水田に見立て、すげかさ姿の男性が鍬で耕し、「田打ち、田打ち、馬をこしらえて、田をかいてもらいましょう」の言葉を合図に、手綱を引かれた張り子の馬(氏子総代)が登場します。両側に並んだ子供たちが、馬に向かって木の小ぶりの鍬で一斉に砂をかけます。



馬の砂かけ



早乙女の田植え

「馬の砂かけ」が再現するものとは？

5月になると田んぼに水をなみなみと入れて、午(馬)に鞍を置き、田かき、ま鍬をつけて歩き回るとドロドロになります。これを1日やっている、馬も人も泥の飛びしゃりでべとべとになります。特に雨の日はびしょぬれになって疲れ切ってへとへとになってしまいます。これが馬に砂をかけることが再現している状態です。また、砂は恵をもたらす雨を意味するものだそうです。



【取材記】

新型コロナウイルス感染症の拡大により中止されていた「御鍬の祭り」も、令和5年2月12日(日)の夜に2年ぶりに開催されました。寒い時期ではありますが、ぜひ、ご覧になってみてください。

ところで、先代宮司の記録によれば、昔の田植えは1週間くらい。雨の日も風の日も朝は4時頃に起き、夜9時頃まで水田の中に腰をかがめて苗を植えるのだそうです。食べるものは梅干し、らっきょ、きな粉、漬物など栄養もなく顔ははれ体重は減る。疲れ果てて

寝こむ人も出てくる。なんとも重労働であったそうです。それでも7月15日頃には野上りといって1日丸々休みの「布令(ふれ)」があって、皆が腰をのぼして「どうかだんご」をいただく最高に楽しい一日もあったそうです。

余談ですが、「どうかだんご」とはどんなものか、食べてみたくなりませんか？

「どうかだんご」の由来は定かではありませんが、一説によると、今からおよそ5百年以上も前のこと、太田道灌が鷹狩りの帰途、埼玉県の新所沢に立ち寄った際に、地元の人がだんごを焼き、自家製の醤油をつけて出したのが始まりとも言われただんごがあるそうです。

※社殿・石柱・馬の砂かけの写真と馬の砂かけのアイコンは、牧田地区地域づくり協議会のご提供、田打ち・早乙女の田植えの写真は、鈴鹿市文化スポーツ部文化財課からのご提供によるものです。

すずかめの山々

【高畑山】772.9m



すずかめの山々第2回は、「高畑山」の紹介です。

高畑山は、亀山7座（ななぞ）のうち3番目に高い山で、亀山市と甲賀市の境界付近にある山です。登山口は1号線鈴鹿峠トンネルの上であり、駐車場やトイレまで完備されています。

さて、高畑山への登山口を登り出すと、まず「田村神社舊跡」が現れます。

さらに、少し歩くと、三重県指定天然記念物「鏡岩」の看板が出てきます。鈴鹿の鏡岩も歴史を知るうえで、東海道の魅力を感じさせるところです。

登山される方は、是非行って見てきて下さいね。

田村神社舊跡(旧跡)



シロヤシオ



シャクナゲ



鈴鹿山の鏡岩



三重県指定天然記念物



コースタイムは3時間の登山になりますが、バリエーションにとんだ多様なコースとなっていますので、一般的に雪が積もる頻度が少ない標高1000メートル以下の山で、登山道が整備されている山（いわゆる低山）から登山を始めてみたい方や低山が好きな方には非常におすすめのコースです。

また、登山道では、4月後半から5月中旬まで、「シロヤシオ」や「シャクナゲ」の花が楽しめます。さあ、いよいよ山頂です！山頂は360度のパノラマビューで、三重県側と滋賀県側を一望でき、山頂で食べるご飯は最高に美味しいですよ<<<（やまびこ）



皆様、亀山7座トレイルに興味を持っていただけましたでしょうか？

今回は、鈴鹿7マウンテンから、秋の「藤原岳」をご紹介します。

（嶋田 浩也 広報委員）

ガイドのつばやき

トレイルとは、森林や原野、里山などにある「歩くための道」のこと。

こうした道を歩くゆっくりとした速さで旅するのがトレイルです（環境省HPより）。

体力やルートの難易度にあわせて、家族や同年代の仲間を誘ったりして自由に楽しみましょう。

なお、登山を始めるには、少し山のことを勉強していただき、計画と準備はしっかり行って、安全に登山を楽しんで下さい。

自分のゴミは持ち帰りましょう！

落ちていたゴミも持ち帰りましょう！

マナー良く楽しもう！



バジルパスタ



献立の特徴・ポイント

⌚ 時短料理

●たまねぎとウインナーを炒め、ゆでたパスタをからめるだけで簡単に作ることができます。

♥油はオリーブ油を使う方が、バジルと合います。

材料(2人分)

- たまねぎ(中1/3個) …………… 20g
 - ウインナー(またはベーコン)… 40g
 - ♥オリーブ油…………… 大さじ1
 - パスタ……………150g
 - 塩(パスタ用)…………… 小さじ1
- (A)
- ガーリックパウダー …… 適量
 - バジル…………… 適宜
 - コショウ…………… 適宜
 - 塩…………… 適宜

作り方

- ① たまねぎは薄切りにする。ウインナーは約7mm幅に切り、鍋でゆがいておく。
- ② フライパンにオリーブ油を入れて熱し、①のたまねぎを炒める。たまねぎがしんなりしてきたら、①のウインナーを入れ、さらに炒め火を通す。
- ③ 塩を入れパスタをゆで、ザルで水を切り、②に入れ、(A)で味をととのえる。

レシピ作成・監修 皇學館大学 駒田聡子 博士(医学) 発行 亀山市教育委員会事務局 生涯学習課

パズル数独

【問題】二重枠に入った数字の合計はいくつでしょう？

	1			6	5		
4			5				9
		6		8			7
		9					2
3			4		7		8
	6					1	
	2			1		4	
1					9		6
		4	8				9

ルール①

まだ数字の入っていないマスに、1から9までの数字のどれかをひとつずつ入れましょう。

ルール②

タテの列、ヨコの列、太線で囲まれた3×3のブロックのいずれにも、1から9までの数字がひとつずつ入るようにします。

【作者紹介】株式会社ニコリ

日本初のパズル専門誌「パズル通信ニコリ」を発行する出版社。数独・クロスワードなどのパズルをメディアへ提供するコンテンツメーカーでもある。パズルASP「e-数独」をB to B向けにリリース。



鈴鹿警察署からお知らせ



被害者支援に御理解、御協力を

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターを御存知ですか



三重県警察では、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携し、犯罪被害者支援活動を行っています。

支援センターは、被害者からの相談への対応、裁判・病院の付添いのほか、犯罪被害者等を支える気運を醸成するための広報啓発活動など犯罪被害者等支援活動の中核として、幅広い活動を行う、三重県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」として指定を受けた機関です。

センターの活動は皆様からの会費や御寄付で成り立っています。

犯罪被害者支援に御賛同いただける方は是非とも、会員への入会や御寄付の検討をお願いします。

(同センターは、特定公益増進法人に該当しますので会費や寄付を納入された方は、個人・法人税の控除など税制上の優遇措置を受けることができます)



お問合せ

鈴鹿警察署警務課安全相談・被害者支援係059-380-0110

または公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターホームページをご覧ください

STOP! ATMでの携帯電話

犯人が、電話でATMの操作方法を指示してお金をだまし取る詐欺が発生しています

通話しながらATMを操作している人は詐欺の被害に遭っているかもしれません。

通話しながらATMを操作している人を見かけたら、声をかけて、警察に通報してください。



経験ないですか? 渡れない横断歩道

横断歩道では歩行者優先です!

ドライバーは渡ろうとする歩行者がいれば

手前で一時停止を!

歩行者は少し手を上げ、お知らせ

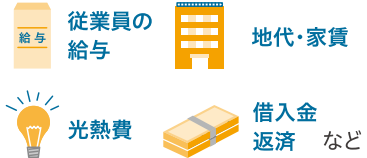
ハンドサイン!



止まっていますか”横断歩道”
守っていますか”交通ルール”

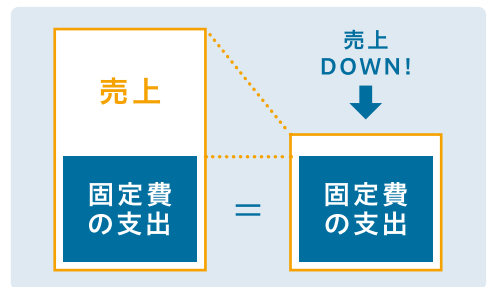
経営者さまが入院! 売上が減少してしまったら?

自分の体のことも
 心配だけど、
 会社の支払も心配だ...



入院によって経営者が**一時的に離職**すると、
**会社の売上に影響が出て、固定費の負担が
 重くなる**ことがあります。

経営者の一時的な不在により売上が減少してしまった場合でも、
 固定費などの負担は変わらないため、資金繰りに影響があることも。



※上記の図はイメージであり、実際の売上高・固定費の金額水準は会社により異なります。

そんなときも
 ご安心!

一時金で受け取れ、**固定費補填**にも使える医療保険

一時金型 Mタイプ

POINT 1 /

一時金の入院保障

POINT 2 /

シンプルな主契約と
 自由に選べる特約

◎一時金型Mタイプの正式名称は無配当入院一時金保険（無解約払戻金型）です。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書 [契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

◎この資料は2023年6月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

引受保険会社

DAIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
 三重県四日市市鷺の森1-4-28(ユマニテックプラザ4F)
 TEL 059-352-2046

F-2023-0001-①(2023年5月16日)



会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



会社で入る
医療補償



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

三重支店

〒514-0036
三重県津市丸之内養正町4-1森永三重ビル
TEL.059-226-3911 FAX.059-228-7216
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ
病気や
ケガの
備えに



●契約年齢●
0歳～
満85歳まで

※ご契約内容により異なります。

心配な
「がん」の
備えに



保障が充実。なのに、ムダがない医療保険。

ライフステージの変化に合わせて、その時々で必要な保障を変えられるため、ムダなく、最適な保障を備えていただけます。

■健康祝金ありプラン 入院給付金日額/三大疾病無制限入院給付金日額/通院給付金日額5,000円 外来手術増額特則付き 保険期間

入院	疾病・災害入院給付金	10日以内の場合 一律10日分 5万円	11日以上の場合 1日につき 5,000円	終身
	三大疾病無制限入院給付金	三大疾病 ^(※1) で疾病・災害入院給付金の支払限度日数をこえる入院をしたとき1日につき 5,000円		
手術	手術給付金	外来手術(特定手術を除く) 1回につき 5万円	入院手術(特定手術を除く) 1回につき 5万円	終身
	特定手術	がん(悪性新生物)に対する開頭・開胸・開腹手術や心臓への開胸術など1回につき 20万円		
放射線治療	放射線治療給付金	1回につき 5万円		終身
通院	疾病・災害通院給付金	1日につき 5,000円		
祝金	健康祝金 ^(※2)	所定の条件を満たした場合 3年ごとに 2.5万円		終身

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加

三大疾病保険料払込免除特約 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)・心疾患・脳血管疾患 (※2)90歳となる年単位の契約応当日の翌日以後は、健康祝金のお支払いはありません。

▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。

月払保険料例 集団扱

入院給付金支払限度:60日型 保険料払込期間:終身
＜三大疾病保険料払込免除特約＞付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,645円	3,325円	4,440円	7,085円
女性	2,910円	3,530円	4,260円	6,000円

※健康祝金がない「健康祝金なしプラン」もあります。 ※健康状態によっては、記載の保険料と異なる保険料となる場合(保険料が割増となる場合)があります。お申込み後にアブラックから送付する書面をご確認ください。

2022年8月22日現在

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障 保険期間
精密検査 要精検後精密検査給付金^(※3) 検診ごとに1年に1回 2万円 (※4) 10年満期

診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※6)
	特定診断給付金 ^(※5)	一時金として がん 50万円	
入院	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円	終身 ^(※6)
	入院給付金	1日につき 10,000円	
通院	通院給付金	1日につき 10,000円	終身 ^(※6)
	治療給付金	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円	
治療	特定保険外診療給付金 ^{(※5)(※7)}	受けた月ごと 50万円	10年満期 ^(※4)
	がんゲノムプロファイリング検査給付金 ^(※5)	受けた月ごと 10万円	
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養給付金 ^(※5)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)	10年満期 ^(※4)
	がん先進医療・患者申出療養一時金 ^(※5)	一時金として1年に1回 15万円	

プラス さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア (外見ケア特約) ①顔・頭部の手術②手足の切断術 頭髪の脱毛症状 1回限り 20万円 10万円 (※4) 10年満期

特定保険料払込免除特約^(※5) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※3)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※4)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※5)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※6)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※7)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※「責任開始期に関する特約」を付加しない場合です。「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一
＜外見ケア特約＞＜特定保険料払込免除特約＞付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。

2022年8月22日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(脱退)後は個別保険料率の保険料に変更となります。

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。
Aflac アブラック
三重支社 〒510-0074 三重県四日市市鶯の森1-3-23 四日市中央通りビル6F
法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アブラック 法人会

検索



AFツール-2022-0310-2306014 8月5日

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。

社会のお役に立ちたい。

そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。

現在、75万社の会員企業、41都道県に440の会を擁する団体として大きく発揮しています。

あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、

また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。

健全な納税者の団体、よき経営者を目指すものの団体・・・これが法人会です。

- ①初年度会費無料（年会費3,500円～）
- ②法人企業に特化した各種保険のご提案《割引制度あり》
- ③無料で税務研修会が受けられます。
- ④異業種の交流 etc



公益 社団法人 鈴鹿法人会

会員募集

事務局の案内

〒513-0802

三重県鈴鹿市飯野寺家町816(商工会議所ビル3F)

TEL.059-383-7561 FAX.059-383-8445

✉ hojinkai@mecha.ne.jp

<http://suzuka-hojinkai.jp>

ご入会の際に必要な「法人会加入申込書」(PDF)がHPからダウンロードできます。

鈴鹿法人会

検索

編集後記

今年度より、広報委員長を仰せつかった森です。

税制という難しいもの、面倒くさいものとお考えの皆様が多いと思いますが、鈴鹿法人会では、学校での租税教室をはじめ、親子税金クイズのイベントなどできるだけわかりやすく、税金についてお伝えする活動を行っています。

広報誌もこれに見習い、わかりやすく、楽しい広報誌をお届けしたいと思っています。

どうぞ、ご愛読をよろしくお願い申し上げます。

広報委員長 森 通人

2	1	3	7	9	6	5	8	④
4	8	7	5	3	2	6	1	9
5	9	6	1	8	4	3	7	2
8	4	9	3	6	1	7	2	5
3	5	1	4	2	7	9	6	8
7	6	②	9	5	8	1	4	3
9	2	8	6	1	3	4	5	7
1	7	5	2	4	9	8	3	6
6	3	4	8	7	5	2	9	1

【答え】6(2+4)



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。

 法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

 Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

三重支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。



DAIDO 大同生命保険株式会社

三重支社/
三重県四日市市鶉の森1-4-28(ユマネテクプラザ4F)
TEL 059-352-2046

AIG AIG損害保険株式会社

三重支店/
三重県津市丸之内養正町4-1(森永三重ビル2F)
TEL 059-226-3911